

平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日食品安全委員会決定）のフォローアップについて（案）

平成21年6月

目 次

第 1	平成 2 0 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	5
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成 1 9 年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成 2 1 年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成 1 9 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
②	平成 2 1 年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	8
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
①	自ら食品健康影響評価を行う案件の選定	
②	自ら食品健康影響評価の実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	1 2
1	意見交換会の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	1 8
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	1 9
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	2 0
【別添資料】		2 1

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況
第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。	平成20年度においては、食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日食品安全委員会決定）に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取り組んできたところであり、現在までのところ、概ね計画どおりの進捗状況を確認できたものと考えている。 しかし、計画に達しなかった事業やより高いレベルを目指すべき課題もあることから、当フォローアップの結果を踏まえ、平成21年度事業に取り組むこととする。
	2 委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えることから、これまでの委員会の活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に9月を目途に5周年記念行事を行う。	(1) 5周年記念事業 ○ 9月17・18日に「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」を開催した。 <u>セッション1：オープニングセッション 特別委員会</u> - 野田聖子内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶 - 見上彪食品安全委員会委員長から「食品安全委員会の5年間の取組と今後の課題」について講演 - ディエン・リーム欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザーフォーラムユニット長から「EFSAの取組と今後の課題等」について講演 - ディエン・リーム氏とともに、食品安全委員会委員による意見交換 <u>セッション2：パネルディスカッション「どう守る食品の安全性 ー食品安全委員会の役割と課題ー」</u> パネリスト：欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザーフォーラムユニット長 ディエン・リーム 氏 東京大学大学院教授 吉川 泰弘 氏 前全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子 氏 食品安全委員会委員長代理 小泉 直子 コーディネーター：NHK解説委員 合瀬 宏毅 氏 各パネリストが、食品安全委員会の5年間の活動の印象等について発言。その後、リスクコミュニケーションの手法等についてディスカッションが行われた。 <u>セッション3：食品安全に関する研究成果合同発表会</u> 発表者：国立医薬品食品衛生研究所 広瀬 明彦 氏 食品安全委員会が推進した食品安全に関する「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」について発表 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター 梅垣 敬三 氏 厚生労働省が推進した食品安全に関する「いわゆる健康食品の安全

性に影響する要因分析とそのデータベース化・情報提供に関する研究」について発表

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 大島 潔 氏

農林水産省が推進した食品安全に関する「農林水産省におけるリスク管理の取組と調査研究～クロロプロパノール（3-MCPD）を例に～」について発表

コーディネーター：食品安全委員会委員 長尾 拓

厚生労働省、農林水産省及び委員会の3府省合同で開催し、各府省から発表後、コーディネーターである長尾委員のコメントも交え、会場の参加者と質疑応答が行われた。

セッション4：全国食品安全連絡会議「地域におけるリスクコミュニケーションの促進」

コーディネーター：食品安全委員会委員 野村 一正、本間 清一

1. 食品安全委員会のリスクコミュニケーションの取組

食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 小平均 から説明

2. 地域でのリスクコミュニケーションの取組の事例

宇都宮市保健福祉部保健所生活衛生課総括主査 関 哲 氏

栃木県宇都宮市での取組について説明

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食品衛生係長 橋田 達慶 氏

兵庫県での取組について説明

3. 意見交換

全国の自治体の食品安全担当者が参加し、情報公開のあり方や教育分野との関わりなどについて、会場の参加者も交えて意見交換が行われた。

セッション5：国際ミニシンポジウム

1. 食文化と食の安全

講演者：国立民族学博物館名誉教授、林原美術館館長 熊倉 功夫 氏

「日本の伝統的な食文化の安全」について講演

フランス国立科学研究センター教授 クロード・フィッシュラー 氏

「食品のリスク認知－共通性と文化差－」について講演

コーディネーター：食品安全委員会委員 畑江 敬子

食品の安全を確保するために伝統的に培われてきた食文化や、リスクの捉え方に関する各国の違い等について講演の後、会場の参加者を交えて、意見交換が行われた。

2. 食品安全のための国際連携

講演者：日本獣医生命科学大学教授 鈴木 勝士 氏

「農薬の食品健康影響評価の国際化」について講演

米国環境保護庁農薬業務部登録課長 ロイス・ロッシ 氏

「国際ジョイントレビュー：新規農薬の有効成分」について講演

コーディネーター：食品安全委員会委員 廣瀬 雅雄

農業のリスク評価における国際的なワークショップ等についての講演の後、国際ジョイントレビューの実施に当たって、問題となりうる各国の評価法の違いや、作業量の増加等の懸念などについて、会場の参加者を交えて、意見交換が行われた。

セッション6：食品の安全性確保の関連展示

食品安全委員会や地方自治体等の取組について展示した。

(2) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

- 7月24日の第248回委員会会合において、委員会が5周年という節目を迎えたこと等を踏まえ、これまでの5年間の実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方について見直しを行っていく必要があるとして、食品安全委員会の改善に向けた検討を開始することが決定された。
- これを踏まえ、下記のとおり検討が行われ、平成21年3月26日の第279回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」が決定された。

第253回会合（9月4日）

- ・ 事務局が取りまとめた「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理」を基に、改善の方向性について議論することを決定するとともに、企画専門調査会の意見を併行して聴くこととなった。

第259回会合（10月23日）

- ・ 事務局が取りまとめた「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「改善の方向性」について」を基に、「具体的方策」について議論することとなった。

第264回会合（11月27日）、第267回会合（12月18日）

- ・ 事務局が取りまとめた「具体的方策（案）」を検討し、得られた「具体的方策」を基に、取りまとめ素案について議論することとなった。

第269回会合（平成21年1月15日）

- ・ 取りまとめ素案について、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会の意見を聴いた上で、取りまとめを行うこととなった。

第273回会合（2月12日）

- ・ 取りまとめられた案について、意見募集の手続に入ることとなった。

第279回会合（3月26日）

- ・ 2月12日から3月13日まで行われた意見募集の結果を踏まえて、審議が行われ、「食品安全委員会の改善に向けて」が決定された。

- 平成20年度において、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、以下の改善に取り組んだ。

〔先行実施の取組〕

- ・ 平成20年度の委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価について、選定に当たって国民からの意見を聴く新しい試みとして、従来の意見交換会の開催

	に代えて意見・情報の募集を行った。 ・ 委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件について、考え方を整理し、明確化を図るため、平成21年3月19日の第278回委員会会合において、 ① 委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて ② 委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて を決定した。 ・ 平成21年1月8日の第268回委員会会合の決定を踏まえ、平成21年度の食品安全モニター募集（235名）に当たって、食品安全に関する活動実績・活動目標等を考慮して、選考を行った。 (3) リスクコミュニケーション（広報）改善PTについて ○ 7月24日の第248回委員会会合において、委員会の情報発信や情報提供等の改善を実現するため、野村委員を総括リーダーとする、リスクコミュニケーション（広報）改善PT（プロジェクトチーム）を設置し検討を進め、検討結果については、実現可能なものから実施し、委員会に報告することとなった。 ○ 10月23日の第259回委員会会合において、事務局が取りまとめた「リスクコミュニケーション（広報）改善PTの検討状況について」の報告を行った。この検討結果を踏まえ、アイディアの実現可能性について検討を行った上で、実現可能なものから実施するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」に反映した。 〔具体的な改善例〕 ・ メールマガジンの目次・飾り文字・記号の簡略化、コンテンツの記載順序の改善 ・ プレスリリース文書の体裁（字体、文書スタイル、ロゴマークの使用等）改善 ・ コミュニケーションボックス（ご意見箱）の設置 等
3 平成20年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。 ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。 ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。 ・ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努	【重点事項の実施状況】 ・ ポジティブリスト制度関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第3の1] に記載 ・ 評価ガイドライン関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第3の2] に記載 ・ 食品健康影響評価技術研究関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第3の5] に記載 ・ 地域における指導者育成等関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第4の2] に記載 ・ 国民等への情報発信関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第4の5] に記載 ・ 緊急時対応関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第5の1及び2] に記載 ・ 国際対応関係 ・ ・ ・ ・ ・ [第6の2] に記載

	める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。 ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。 ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対処体制を強化する。 ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。	
第2 委員会 の運営全般	1 会議の開催 ① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。	○ 48回開催 原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。
	② 企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。 ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日委員会決定）のフォローアップ、平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成20年5～6月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ） ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ、平成21年度食品安全委員会運営計画の審議（平成21年1～2月ごろ）	○ 6回開催 <u>第24回会合</u>（6月18日） ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、了承。 ・ 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承。 <u>第25回会合</u>（8月28日） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補として13案件について審議を行い、「アフラトキシンに関する食品健康影響評価」等7案件を更に審議を行うものとして決定。 <u>第26回会合</u>（10月9日） ・ 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について審議し、新たに出た意見を盛り込んで論点を取りまとめた。 <u>第27回会合</u>（11月20日） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定について審議し、自ら評価案件候補として、以下の3案件を委員会へ報告することを決定。 1 オクラトキシンに関する食品健康影響評価 2 デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価 3 食品中のヒ素に関する食品健康影響評価 ※ 2については、かび毒・自然毒等専門調査会からの意見等を踏まえ、ニバレノールと併せて自ら評価案件候補とすることとされた。 ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について審議。 <u>第28回会合</u>（平成21年1月26日）

	・ 食品安全委員会の改善に向けた検討について審議し、各委員から出された意見を取りまとめ素案に反映することとなった。 <u>第29回会合</u>（1月30日） ・ 基本的事項のフォローアップについて審議し、一部修正の上、了承。 ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画について審議し、了承。
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催 おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。 ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議 ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年4～5月ごろ）	○ 7回開催 <u>第37回会合</u>（4月23日） ・ 委員会、厚生労働省、農林水産省が平成19年度に実施した意見交換会、意見募集、情報の発信等リスクコミュニケーションの実施状況について報告後、その改善に向けて審議。 ・ 上記三府省の平成20年度におけるリスクコミュニケーションに関する運営計画について説明後、審議。 <u>第38回会合</u>（7月4日） ・ 「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」について説明後、審議。 ・ 「『地方自治体との協力』における当面の取組方向（案）」について説明後、審議。 ・ 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について報告後、質疑。 <u>第39回会合</u>（8月19日） ・ 「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」について、修正案を説明後、審議。 ・ 「『地方自治体との協力』における当面の取組方向（案）」について、修正案を説明後、審議。 ・ 透明性の確保と情報提供のあり方に係る担当グループでの検討内容について説明後、審議。 ・ 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について報告後、質疑。 <u>第40回会合</u>（9月19日） ・ フランス国立科学研究センターのクロード・フィッシュラー研究ディレクターより、食に対する国ごとの認識の類似性及び特異性や、リスク認知を形成する文化的要因について講演後、専門委員と意見交換。 <u>第41回会合</u>（12月15日） ・ 食品安全委員会の改善に向けた検討に係る具体的方策案について審議。 <u>第42回会合</u>（平成21年1月23日） ・ 食品安全委員会の改善に向けた検討に係る取りまとめ素案について審議。 <u>第43回会合</u>（2月25日） ・ シュトゥットガルト大学（ドイツ）環境社会学科オートウィン・レン教授より、リスク認知の状況を踏まえたリスクコミュニケーションの重要性について講演後、リスクコミュニケーションの有効性の評価指標、情報発信のあり方などについて、専門委員と意見交換。
④ 緊急時対応専門調査会の開催	○ 4回開催

おおむね３～４ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

第２５回会合（６月１０日）

- ・ 緊急時対応マニュアル等の改正について審議。
- ・ 平成２０年度緊急時対応訓練計画の決定について報告するとともに、「平成２０年度緊急時対応訓練について（案）」を審議。
- ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について、ヒアリング実施計画を了承し、第１回ヒアリングを実施。

第２６回会合（１０月２９日）

- ・ 緊急時対応マニュアルの改正について審議。
- ・ 食品危害に対する委員会の初動対応について、これまでの対応を報告し、今後の必要な取組について審議。
- ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について、第２回ヒアリングを実施。

第２７回会合（平成２１年１月２７日）

- ・ 食品安全委員会の改善に向けた検討について、緊急時対応に係る改善方を中心に審議。
- ・ 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について審議。
- ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について、第３回ヒアリングを実施。

第２８回会合（３月２４日）

- ・ 平成２０年度緊急時対応訓練の結果、課題及び今後の対応について審議。
- ・ 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」の取りまとめ案について審議。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うほか、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

(1) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

計 １４９ 回開催

・ 添加物専門調査会	１３回 ※
・ 農薬専門調査会	５０回
・ 動物用医薬品専門調査会	２３回
・ 器具・容器包装専門調査会	５回
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	９回
・ 微生物・ウイルス専門調査会	９回
・ プリオン専門調査会	７回
・ かび毒・自然毒等専門調査会	３回
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	９回
・ 新開発食品専門調査会	１４回 ※
・ 肥料・飼料等専門調査会	６回
・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG	１回

（注）開催回数には部会等の開催回数も含まれる。ただし、※印については、合同WGの開催回数を除く。

(2) 調査審議の効率化

		○ 以下のとおり調査審議の効率化に取り組んだ。 ・ 農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、農薬専門調査会の各部会の専門委員の構成を見直した。 ・ 体細胞クローン家畜由来食品、ビスフェノールA等の新たな課題に対し、ワーキンググループを設置し、調査審議を重点的に行った。
	2 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成 ① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成20年5～6月ごろ） 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	○ 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月18日の第24回企画専門調査会で審議し、7月17日の第247回委員会会合において決定した。
	② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成（平成21年1～3月ごろ） 平成21年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	○ 平成21年度食品安全委員会運営計画については、平成21年1月30日の第29回企画専門調査会で審議し、3月26日の第279回委員会会合において決定した。
第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう努めるとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成20年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。 ① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成20年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。 ② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うとともに、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。 ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。	① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件の平成20年度中の評価終了 ○ 平成19年度までに評価要請のあった案件については、資料の揃った案件から着実に調査審議を進め、一部については評価資料の収集中であつたり、各専門調査会における検討の結果、リスク管理機関に追加資料を要請することとなったことから、平成21年度に持ち越されている。 〔参考〕 ・ これまでのリスク評価対象案件数 1145案件（うち平成20年度に評価依頼のあった案件143案件） ・ これまでに評価が終了した案件数 742案件（うち平成20年度に評価を終了した案件190案件） ② ポジティブリスト制度に係る食品健康影響評価の実施 ○ 部会での調査審議を効率化するため、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、各部会の専門委員の構成を見直した。また、幹事会と評価部会を別日開催とし、部会での審議時間の確保に努めた。 ○ 座長及び専門委員との連絡を密にとり、調査審議に当たり論点の共有を図り、その迅速化に努めた。 ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件の調査審議 ○ 案件の優先度に従い評価を進めるとともに、清涼飲料水の規格基準に関しては、発がん物質の調査審議のための手引きを作成し、審議を効率化した。
	2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定 食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要	(1) ガイドラインの策定

因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

- 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準を策定した。
- 添加物の食品健康影響評価に関するガイドラインについて、策定に必要な調査を行い、添加物専門調査会において審議を行った。
- 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価に関するガイドラインについて、関係府省と連携しながら、策定作業を進めた。

(2) 食品健康影響評価技術研究の活用

- 8月27日の第10回器具・容器包装専門調査会で、平成17～19年度の食品健康影響評価技術研究で実施された「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」の報告書に基づき、リスク評価のためのガイドラインを検討していくこととなった。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定は、委員会が整理した情報について必要に応じて専門委員の意見を聴取の上、企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において行う。ただし、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応する。

なお、委員会自ら食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから優先的に微生物・ウイルス専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、意見交換会等の結果も踏まえ、委員会が自ら食品健康影響評価を行うかを決定する。

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

- 食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報等に基づき、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補」として13案件を抽出し、第25回及び第27回企画専門調査会において審議した結果、以下の3案件について自ら評価候補案件として選定し、委員会に報告することを決定した。

- ・ オクラトキシンに関する食品健康影響評価
- ・ デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価
- ・ 食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

※ デオキシニバレノールについては、かび毒・自然毒等専門調査会からの意見等を踏まえ、ニバレノールと併せて自ら評価案件候補とすることとした。

- 12月18日の第267回委員会会合において、企画専門調査会の審議結果を報告し、自らの判断で上記の3案件について食品健康影響評価を行うことが了承され、最終決定する前に意見・情報の募集を行うことを決定した。

- 上記の3案件について、平成21年1月15日から2月13日まで意見・情報の募集を行い、その結果、いずれの案件に関しても「国民への健康の影響の程度から自ら評価を行う必要がない」との御意見はなかったことから、3月19日の第278回委員会会合において、上記の3案件について、自ら評価を行うことが決定された。

- なお、かび毒である「オクラトキシン」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」については、かび毒・自然毒等専門調査会の意見等を踏まえ、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することとし、さらに「オクラトキシン」に関しては、食品衛生上問題になっているのはオクラトキシンAであることから、評価対象を「オクラトキシンA」とした。

- そのほか、「ゼアラレノン」、「フモニシン」、「3-MCPD脂肪酸エステル」、「カルバミン酸エチル」、「ヒスタミン」に係る案件については、その事案に応じて、情報収集や情報提供を行うこととした。

② 自ら食品健康影響評価の実施

	(1) 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価 ○ 「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」から調査審議を進めることとし、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行った。 ○ 他の組合せ（牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）についても、情報収集を行った。 (2) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 ○ 意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価を実施することを決定し、平成１９年８月に評価対象国１４か国へ質問書を発出した。 ○ １０ヶ国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）から回答を得ているが、４ヶ国（バヌアツ※、中国、ノルウェー、アルゼンチン）からは回答を得ていない。 ※ 平成２１年４月２日に回答を得ている。 ○ 各国からの質問書に対する回答については、翻訳が終了したものから順次プリアン専門調査会に提出し調査審議を進め、各国に追加の情報提供を依頼するとともに、評価書案の取りまとめを行っている。回答がない国については、引き続き回答が得られるよう働きかけた。 (3) 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価 ○ ４月１７日の第２３４回委員会会合において、自ら評価の実施を決定。化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、調査審議を行っている。 ○ 小児の神経系への影響に関する知見を中心にレビューを行うなど、鉛の食品健康影響評価における論点を明確化し、調査審議を進めた。
4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成２０年度中に２回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成２０年９月ごろ及び平成２１年３月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。 また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。	○ 平成２０年４月に、厚生労働省及び農林水産省に対して実施した第８回目の調査結果を委員会会合へ報告 〔調査対象〕 ・ 平成１９年４月から平成１９年９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（５分野８３品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（７分野４１品目） 〔調査結果〕 ・ ４月２４日の第２３５回委員会会合において、その結果を報告した。 〈結果概要〉 ・ 前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。 添加物：９品目、農薬：３２品目、動物用医薬品：４７品目、化学物質・汚染物質：９品目、遺伝子組換え食品等：１３品目、器具・容器包装：２品目、新開発食品：８品目、肥料・飼料：４品目

	○ 平成２０年８月に、厚生労働省及び農林水産省に対して第９回目の調査を依頼 〔調査対象〕 ・ 平成１９年１０月から平成２０年３月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（７分野８７品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（６分野５５品目） 〔調査結果〕 ・ １０月３０日の第２６０回委員会会合において、その結果を報告した。 〈結果概要〉 ・ 前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。 添加物：２３品目、農薬：５６品目、動物用医薬品：３９品目、プリオン・自然毒：１品目、化学物質・汚染物質：８品目、遺伝子組換え食品等：６品目、新開発食品：５品目、肥料・飼料：４品目 ○ 平成２１年２月に厚生労働省及び農林水産省に対し第１０回目の調査を依頼 〔調査対象〕 ・ 平成２０年４月から平成２０年９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（６分野８９品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（６分野９４品目）
５ 食品健康影響評価技術研究の推進 科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。 ① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。 ② 平成１９年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催等により研究成果の普及に努める。 ③ 平成２０年度に実施中の研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。 ④ 平成１７年１月３１日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。	① 食品健康影響評価技術研究の研究領域の設定及び公募 ○ 平成２０年度新規研究課題については、４月３日の第２３２回委員会会合において、別添の１のとおり、４研究領域の８課題を採択した。 ○ 平成１９年度に実施した研究課題の中間評価については、４月３日の第２３２回委員会会合において、別添の２及び３のとおり決定した。 ・ 平成１８年度に採択した課題の中間評価結果：４領域７課題全て「継続」 ・ 平成１９年度に採択した課題の中間評価結果：４領域９課題中、「継続」が８課題、「中止」が１課題 ○ 平成２１年度新規研究課題の選定については、１２月１８日の第２６７回委員会会合において、別添の４のとおり研究領域を決定し、１２月２５日から平成２１年１月３０日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計６０件の応募があった。 ○ 応募課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による１次審査及びヒアリングによる２次審査を行い、研究課題の候補として６課題を選定した。 ② 平成１９年度に終了した研究課題の事後評価の実施及び研究成果の普及 ○ 平成１９年度終了課題（９課題）の事後評価については、５月１日の第２３６回委員会会合において、別添の５のとおり決定し、評価結果を研究者に通知すると

		もに、その結果を委員会のホームページにて公開した。 - 事後評価結果：「目標以上の結果が得られた」が1課題、「目標を達成した」が3課題、「概ね、目標を達成した」が5課題 ○ また、得られた研究成果については、委員会のホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を9月17日に開催した委員会、厚生労働省及び農林水産省による「食品安全に関する研究成果合同発表会」にて発表した。 ③ 平成20年度に実施中の研究課題の中間評価の実施及び研究受託者に対する実地指導の推進 ○ 研究受託者に対する実地指導に先立ち、10月に「平成20年度食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を策定し、各研究受託者に周知し、11月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行った。 ○ 平成20年度に実施中の研究課題（平成20年度に終了する課題を除く。）について中間評価を行い、その結果を平成21年2月26日の第275回委員会会合において、別添の6及び7のとおり決定した。 - 平成19年度に採択した課題の中間評価結果：3領域8課題全て「継続」 - 平成20年度に採択した課題の中間評価結果：4領域8課題全て「継続」 ④ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」の開催 ○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の担当者により、「食品安全に関する研究成果合同発表会」に関する調整を行った。
第4 リスクコミュニケーションの促進	リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。 1 意見交換会の開催 意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。 具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。 - リスク評価のうち、国民の関心の高いもの - リスク管理措置が採られているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の要望があるもの - リスク分析の考え方 また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会の効果的な開催のあり方について検討する。	○ リスクコミュニケーション専門調査会における審議を経て決定された「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討し、以下のとおり意見交換会を開催した。 平成20年 5月19日＜東京都＞「体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会」 5月20日＜東京都＞「遺伝子組換え微生物を利用した食品の安全性評価基準案に関する意見交換会」 5月23日＜大阪府＞「体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会」 6月13日＜大阪府＞「食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について」 6月18日＜東京都＞「食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について」 6月30日＜栃木県＞「みんなで話そう！食の安全」（栃木県及び宇都宮市と共催） 7月25日＜東京都＞「添加物のリスク評価と動物実験」 8月27日＜富山県＞「食品安全フォーラムinとやま」（富山県と共催） 10月9日＜徳島県＞「とくしま食の安全・安心シンポジウム」（徳島県と共催） 10月17日＜東京都＞「ヨーロッパにおける微生物のリスク評価」 11月18日＜東京都＞「こんなこと聞いてみたかった、農業のこと」

	・11月27日<岐阜県>「食の安全・安心シンポジウム」(岐阜県と共催) ・11月28日<高知県>「みんなで話そう! 食の安全・安心! ~農業を中心として~」(高知県及び高知市と共催) ・12月2日<栃木県>「とちぎ食品安全フォーラム」(栃木県及び宇都宮市と共催) ・12月5日<東京都>「北米におけるかび毒のリスク評価」 <u>平成21年</u> ・1月17日<静岡県>「食育シンポジウム~安全で豊かな食生活を目指して~」(関東農政局静岡農政事務所との共催) ・1月20日<東京都>「食の安全を科学するサイエンスカフェ第1話」(群馬県と共催) ・1月22日<東京都>「OIEコードの改正等に関する意見交換会」 ・1月30日<大分県>「みんなで話そう! 食の安全」(大分県と共催) ・2月3日<秋田県>「食品安全セミナー」(秋田県と共催) ・2月27日<東京都>「食品安全を伝えるリスクコミュニケーションをいかに進めるか」 ・3月4日<東京都>「食の安全を科学するサイエンスカフェ第2話」(群馬県と共催) ・3月13日<岡山県>「もっと知りたい食品添加物」(岡山県と共催) ・3月24日<東京都>「体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価について」 ・3月27日<大阪府>「体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価について」 ※ 関係府省と連携して11回、委員会単独で4回、地方自治体との共催で11回開催 ○ 意見交換会については実施後に、意見交換会の設計時に設定した検証方法に基づいて事後評価を実施した。その結果、「参加者における一般消費者の割合」を除いて、目標を達成することができたが、反省点として「専門用語が多いので用語集を用意すべきだった」などについて、その後の意見交換会の準備に反映した。 ○ 初めての試みとして、栃木県及び宇都宮市、大分県、岡山県等との共催で、人材育成講座の受講者の活用と地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。 ○ 初めての試みとして、平成21年1月20日及び3月4日に、うち解けた雰囲気の中で参加者と専門家が同じ目線で語り合う「食の安全を科学するサイエンスカフェ」を開催した。 ○ 11月18日に、消費者団体との共催により、聞きたいことを事前に募集して、それに答えることに主眼をおいた意見交換会「こんなこと聞いてみたかった、農業のこと」を開催した。 ○ 地方公共団体等が行う意見交換会等へ、90回の講師派遣を行った。 ○ 7月、10月及び平成21年3月に消費者団体との懇談会を行った。 ○ 委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会については、12月18日の第267回委員会会合において、平成20年度については、意見交換会に代えて意見・情報の募集を行うこととした。
2 リスクコミュニケーション推進事業の実施 地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。	① 「地域の指導者育成講座」等の計画的な実施と内容の充実 ○ 「地域の指導者育成講座」: 全国15箇所において開催

- ① 「地域の指導者育成講座」及び「関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」について、計画的な実施に努めるとともに、内容の充実を図る。
- ② 平成20年度から新たに開始する「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成事業」の実施方法等について十分に検討を行い、効果的な事業実施に努める。
- ③ 「指導者育成講座」等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションにおいて実践的活動を行うモデルについて検討する。
- ④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

佐賀県(7月11日)、名古屋市(8月22日)、愛媛県(8月26日)、京都府(9月5日)、広島県(10月21日)、群馬県(11月19日)、福島県(11月25日)、長崎県(12月17日)、宮崎県(平成21年1月14日)、岩手県(1月23日)、熊本県(1月27日)、鹿児島県(1月28日)、富山県(2月6日)、静岡県(2月10日)、高知県(2月20日)

- 「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」：全国8箇所において開催

愛知県(10月15日)、山口県(10月22日)、岡山県(11月11日)、福岡県(11月26日)、石川県(平成21年1月16日)、鳥取県(2月13日)、和歌山県(2月17日)、兵庫県(3月6日)

- ② リスクコミュニケーター（インタープリター）の育成事業の効果的な事業実施

- 「リスクコミュニケーター（インタープリター）の育成講座」：全国7箇所において開催

四国ブロック(徳島市 11月12～13日)、北海道(札幌市 11月26～27日)、東北ブロック(秋田市 平成21年1月21日～22日)、九州ブロック(福岡市 1月28日～29日)、近畿ブロック(大阪市 2月3日～4日)、関東ブロック(宇都宮市 2月5日～6日)、中国ブロック(広島市 2月19日～20日)

〔目的〕

リスク評価結果に関する科学情報等を、国民に向けて分かりやすく説明し、かつ、国民の意見を把握し、情報として双方向的に委員会に伝達することができる人材を育成する。

〔内容〕

委員会が開催した人材育成講座の受講者や食関連の現場従事者等を受講対象とし、講義と演習を組み合わせ食品のリスク評価やリスク認知等についての知識及びそれらを分かりやすく説明できる技術を習得させる。

- ③ 「指導者育成講座」等の受講者が実践的活動を行うモデルについての検討

- 6月30日に栃木県及び宇都宮市との共催で、地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。この意見交換会では、人材育成講座の受講者が、ファシリテーター役として参加し、実践的活動における役割をモデル的に示し、全国食品安全連絡会議において情報提供した。

- 平成21年1月30日に大分県、3月13日に岡山県との共催で、上記意見交換会と同趣旨の意見交換会を実施した。

- 各種育成講座の受講生に対し、実践的活動ができるよう必要な情報提供を行うとともに、活動内容のフィードバックを進めた。

- ④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材の製作とその活用の促進

- 地域の指導者育成講座等の受講者が、リスクコミュニケーションを推進する活動ができるよう必要な情報を提供した。

〔参考〕

		受講者からの要望により、各種パンフレットの提供、ＤＶＤの貸出し及びクロスロード設問例の提供等を行った。
3 全国食品安全連絡会議の開催 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまで５年間の委員会のリスクコミュニケーション活動について総括するとともに、地方公共団体における先駆的な取組等について意見交換を行い、今後の食品安全行政及びリスクコミュニケーション活動に活用する。		○ 全国食品安全連絡会議を９月１８日に開催し、委員会におけるリスクコミュニケーションの実施状況について情報提供を行うとともに、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例について情報の共有を図った。 〔参考〕 ・ 委員会におけるリスクコミュニケーションの取組と課題について紹介 ・ 宇都宮市から食品の安全確保に向けた推進体制や人材育成講座の受講者を活用した新たな意見交換会のモデルを紹介 ・ 兵庫県からリスクコミュニケーションの活動内容や演習（クロスロード）を取り入れた意見交換会やその課題について紹介
4 食品安全モニターの活動 食品安全モニター４７０名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。 また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成２０年５月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。 その他、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。		○ 平成２０年度食品安全モニターについては、平成１９年度からの継続モニター２３５名に加え、４月１日に新規モニターとして２３５名（応募総数１，２０６名）に依頼した（計４７０名）。 ○ モニターの方々に委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、継続モニターからの地域における活動報告やモニター同士による意見・情報交換を行うため、５月２０日から６月１１日までに、全国７会場で１０回（東京３回、大阪２回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各１回）の食品安全モニター会議を開催した。 〔平成２０年度における改善点〕 ・ 食品安全モニター間の交流を促進するため、モニターを小グループ（１０名前後）に分け、自己紹介や意見交換の場を設けた。 ○ 食品安全モニターの活動実績は、次のとおりである。 ・ 食品安全行政等に関する意見等について３８５件の随時報告があり、関係行政機関に回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。 〔参考〕 食品衛生管理関係：１０５件 食品表示関係：６０件 等 ・ 「食品に関するリスクコミュニケーションへの参加等」、「食品の安全性に関する意識等について」及び「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」の課題報告を受け、委員会の取組のための参考とした。 〔参考〕 「食品に関するリスクコミュニケーションへの参加等」では、食品安全モニターの関心を把握するため、食品の安全性に関する意見交換会に希望するテーマなどの調査を行った。 「食品の安全性に関する意識等について」では、毎年継続して実施している

	調査や平成１５年に実施した調査との比較等から意識等の変化を把握するため、食品の安全性に係る不安の程度、不安を感じる理由などの調査を行った。 「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」では、食品の安全性に関する認識の違い等を把握するため、消費者と行政関係者・科学者との認識のギャップなどの調査を行った。
５ 情報の提供・相談等の実施 国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行う。特に、ホームページについては、内容の充実及び操作性の向上を図る。 また、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する知識の共有化に努める。併せて、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図るとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。 食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。	(1) ホームページ等による情報提供 ○ 委員会のホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、国民の関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。 〔参考〕 「重要なお知らせ」としてホームページに掲載した情報 「非食用事故米穀（９月５日掲載）」、「メラミン（９月２１日掲載）」、「こんにやく入りゼリー（９月３０日掲載）」、「中国産冷凍いんげん（１０月１５日掲載）」、等 ○ 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会会合等の結果概要や委員会のホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に約６，９００名の会員に対し配信した。 〔参考〕 平成２０年６月末：約６，３００名 平成２１年３月末：約６，９００名 ○ また、食品の安全性に関する事案についての情報をホームページへ掲載した際に、速やかにお知らせするために臨時のメールマガジンを発行するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。 〔参考〕 ９月２６日：「中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報」 ９月３０日：「食べ物による窒息事故に注意しましょう（こんにやく入りゼリーによる窒息事故を機に）」 １０月１５日：「中国産冷凍いんげんから農薬が検出された事案に関する情報」 １０月３１日：「あらびきポークウインナーからトルエンが検出された事案に関する情報」 平成２１年 ３月 ２日：「愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」 ○ 全国食育推進大会（６月）、国際栄養士会議（９月）等においてブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。

	(2) 季刊誌「食品安全」等による情報提供 ○ 季刊誌「食品安全」については、これまでに掲載した特集の中から「ＢＳＥ」や「魚介類に含まれるメチル水銀」等の代表的なものを選定し、再編集した「特別編集号」を９月に発行した。また、平成２１年１月及び３月に発行し、「食品中のカドミウム」、「リスクコミュニケーションの新しい試み」等について掲載した。 ○ ２００８年度版の委員会のパンフレットを発行した。 ○ １１月に政府広報を活用して、テレビ番組出演により委員会の役割を紹介した。 (3) マスメディア関係者との意見交換会 ○ ４月、７月及び平成２１年３月に、マスメディア関係者との間で意見交換を行った。 ○ 報道関係者に対して、委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。 (4) 食の安全ダイヤル ○ 一般消費者等から１，０６９件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月Ｑ＆Ａを作成し、委員会会合に報告の上、ホームページに掲載した。 〔参考〕 <table> <tr> <td>委員会関係</td> <td>： １５３件</td> </tr> <tr> <td>食品の安全性関係</td> <td>： １６２件</td> </tr> <tr> <td>食品一般関係</td> <td>： ７０８件 等</td> </tr> </table>	委員会関係	： １５３件	食品の安全性関係	： １６２件	食品一般関係	： ７０８件 等
委員会関係	： １５３件						
食品の安全性関係	： １６２件						
食品一般関係	： ７０８件 等						
6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整 委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月２回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。	○ 関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を２３回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。						
7 食育の推進への貢献 平成１７年７月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。 特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を積極的に進めていく。	○ ６月７・８日に群馬県で開催された第３回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。 ○ ８月５・２６日に、夏休みを利用し小学生とその保護者を対象に、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を平成１９年に引き続き開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。 〔参考〕 参加者：３５組 ○ 試行的に訪問学習の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性について説明し意見交換を行った。 〔参考〕 平成２０年度受入れ人数：６３名						

		○ そのほか、「どうやって守るの？食べ物の安全性」や季刊誌「食品安全」のキッズボックスなどの分かりやすい資料を活用し、食品の安全性に関する情報提供を行った。
第5 緊急の事態への対処	1 緊急時対応訓練の実施 緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。なお、リスク管理機関との合同訓練を実施することにより、連携を強化する。	○ 5月1日の第236回委員会会合において、平成20年度緊急時対応訓練計画を決定した。 〔計画の内容〕 平成20年度は、委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、関係府省との連携強化、効果的な広報技術の習得を重点課題とし、2回の訓練を実施する。 ○ 10月29日の第26回緊急時対応専門調査会において、国会に設置法等が提出されている消費者庁が発足した場合の委員会の役割を踏まえた訓練計画に変更して訓練を実施することとされた。 ○ 12月2日に第1回目として、緊急事態における効果的な広報技術の習得を目的に、「緊急事態におけるメディア対応講習会」を実施した。 ○ 平成21年3月3日に第2回目として、緊急時対応マニュアル等の検証と効果的な広報技術の習得を目的に、広報技術を主体とした実働訓練を実施した。
	2 緊急事態への対処体制の整備 緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。 また、緊急時対応専門調査会において、より早期の段階において的確に対処するための方策や情報の収集、分析及び提供のあり方等について検討を進め、必要に応じ要綱等を見直し、緊急時対応体制の強化・整備を行う。	○ 6月10日の第25回緊急時対応専門調査会において、緊急時対応マニュアルの改正について審議するとともに、10月29日の第26回緊急時対応専門調査会で、食品危害事案に対する委員会の初動対応について検証を行った。 また、併せて「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」として、専門家等からのヒアリングを実施した。 ○ 薬物混入事案のように関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案に対しては、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応した。 〔参考〕消費者安全情報総括官会議の主な開催実績 （総括官会議） 9月22日 事故米穀の不正規流通事案 等 10月16日 こんにゃく入りゼリーによる窒息事故 等 （同幹事会） ・中国における牛乳へのメラミン混入事案 9月20日、9月26日、10月16日 ・中国製つぶあんへのトルエン等混入事案 10月7日 ・中国製冷凍いんげんへのジクロロボス混入事案 10月15日、10月16日 ○ 緊急時対応専門調査会における検証・審議を踏まえ、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（消費者安全情報総括官会議申合せ）等の策定に伴う体制の見直しや緊急対策本部の設置要件など、マニュアルの改正を行い、委員会の緊急時対応体制を見直した。 ○ 緊急事態への対応として、関連分野の専門家からのヒアリングにより、「緊急時対

		応のための情報収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」を行い、リスクを早期に探知するための情報の収集・分析や探知したリスクに関する的確な情報提供に対するポイントを取りまとめた。 併せて、委員会が緊急事態の発生を探知した場合における危害物質の科学的知見に関する情報を提供する際のルールとして「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を検討し、案を取りまとめた。
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供 委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつわかりやすく国民に提供する。 このため、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理及び分析を行う。 また、平成21年度からの次期システムの構築に向けて準備を進める。	○ 「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、委員会のホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産に関わる情報の保護に十分配慮しつつ、広く国民に提供した。 ○ 同システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を随時実施した。 ○ また、緊急事態等においては、危害要因についての科学的な情報を迅速に整理し、委員会のホームページ上で提供した。 ○ 平成21年度の次期システムの構築に向けて、機能強化及び利便性向上についての検討を踏まえたシステム構築に係る要件定義書を作成するなど、その準備を進めた。
	2 国際協調の推進 コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。 また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。 さらに、E F S A 等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。	(1) 国際会議等への派遣 ○ 平成20年度においては、コーデックス委員会各部会、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（29回）、必要に応じ委員会に報告するなど、情報の共有を図った。 (2) 海外研究者の招聘 ○ 海外の研究者等を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を5回実施した。 ・ 7月20日～26日 米国・ネブラスカ大学メディカルセンター サミュエル・コーエン教授 ・ 10月13日～19日 オランダ・国立健康環境研究所 アリー・ハベラー教授 ・ 11月19日～22日 FAO/WHO合同食品添加物専門家会合及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会合 アンジェリカ・トリッチャー合同事務局長 ・ 11月30日～12月6日 カナダ保健省 チネケ・キュイパー博士 ・ 平成21年2月23日～28日 ドイツ・シュトゥットガルト大学 オートウィン・レン教授 (3) E F S A 等外国政府機関や国際機関等との連携強化 ○ 9月17日・18日に開催の「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」で来日のディエン・リームE F S A 科学委員会及びアドバイザリーフォーラムユニット長と、委員会とE F S A との連携強化に向けた意見交換を行った。 ○ 平成21年3月6日に、委員会事務局がE F S A を訪問し意見交換を行うとともに、委員会とE F S A との間で科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面（Statement of Intentions）を署名・交換した。

		(4) 海外への情報発信 ○ 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG：International Food Chemical Safety Liaison Group）に参加し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。 ○ 食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図った。
第7 食品の安全性の確保に関する調査	リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成20年度に実施する課題を6月ごろまでに選定する。 なお、当該調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。 また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。	○ 平成20年度においては、15課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を実施した。 ○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等を委員会のホームページ等で公開した。

1. 平成20年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域	
研究課題	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	
- 日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究 - 日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定 - メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明	
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域	
- プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究 - 定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究 - 農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立	
③新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域	
受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用	
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	
食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立	

2. 平成19年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

＜平成18年度採択課題（7課題）＞

研究領域	
研究課題	評価結果
①化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域	
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法	継続
・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発	継続
②食品に起因するV C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域	
・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合	継続
・V C J Dリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究	継続
③食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域	
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究	継続
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究	継続
④健康食品等の安全性評価法に関する研究領域	
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究	継続

3. 平成19年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

＜平成19年度採択課題（9課題）＞

研究領域	
研究課題	評価結果
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	・ 遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発
	・ ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析
	・ 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築
	・ 毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究
	継続
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域	
・ 予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	継続
・ 腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	継続
・ 食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	継続
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	
・ 遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	継続
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	
・ 効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築	中止

4. 平成21年度食品健康影響評価技術研究の研究領域一覧

研究領域	
期待できる研究成果等 キートワード	
①食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域	合理的な安全係数を設定するための動物種差、ヒトの個人差を考慮した薬物動態の解析による新たな健康影響評価手法の開発 <i>in vitro</i> 実験、動物試験代替法、生体試料を用いた暴露評価手法 胎児期、発達期の暴露による健康影響評価手法の開発 発達障害、中枢・末梢神経機能、生殖機能、代謝・内分泌調節機能 低用量暴露における健康影響評価手法の開発 ビスフェノール A 等、毒性試験、疫学調査
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域	食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価の効率性・効果的な実施に資するものであつて、以下のような研究成果が期待できるものであること。 動植物由来微生物、微生物の特性、測定法、疫学調査 かび毒・自然毒の発生要因の解析、摂取形態、暴露データ収集等による健康影響評価手法の開発 有害微生物等の特性解析と健康影響評価手法の開発
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法の開発に資するものであること。 輸入食品中の汚染物質、メラニン等、ナノテクノロジー応用食品、照射食品、遺伝子組換え食品等
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	リスクコミュニケーションの対象（地域性、年齢、職種等）を考慮した介入試験による効果分析手法の開発に資するものであること。 情報提供手法、副教材・教育資料等

5. 平成19年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成17年度採択課題（8課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
①化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域	
・環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討	目標を達成した。
②食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域	
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	目標以上の結果が得られた。
③プリアオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域	
・BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態	概ね、目標を達成した。
④微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域	
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	概ね、目標を達成した。
⑤タシバク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域	
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	目標を達成した。
⑥食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域	
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	概ね、目標を達成した。
⑦食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域	
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	目標を達成した。
・食品災害時のリスクコミュニケーションの実態調査（風評被害を含む）及び災害の性格分類	概ね、目標を達成した。

<平成18年度採択課題（1課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域	
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究	概ね、目標を達成した。

6. 平成20年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

＜平成19年度採択課題（8課題）＞

研究領域	
研究課題	評価結果
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	
・遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発	継続
・ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析	継続
・化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築	継続
・毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究	継続
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域	
・予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	継続
・腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	継続
・食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	継続
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	
・遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	継続

7. 平成20年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

＜平成20年度採択課題（8課題）＞

研究領域	
研究課題	評価結果
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究
	継続
	日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定
	継続
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域	メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明
	継続
	食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域
	継続
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究
	継続
	定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究
	継続
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立
	継続
	新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域
	継続
⑤リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用
	継続
⑥リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立
	継続